

マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

10人

② 令和6年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和5年度(令和4年9月1日～令和5年8月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,023円(8時間 全業務平均)

④ 令和5年度(令和4年9月1日～令和5年8月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

7,767円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和4年度((令和3年4月1日～令和4年3月31日) マージン率

44.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☐ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()
当該労使協定の有効期間の終期 ()

☒ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 ※労働衛生安全衛生法第59条の規定研修は別途行う。

訓練種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
入職者基礎訓練	雇入れ時	OFF-JT	無償	有償
派遣前訓練	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
技能応用品質向上訓練	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
パソコン研修	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有償
管理監督者育成・コミュニケーション研修	派遣中・待機中・入社3年以上	OFF-JT	無償	有償
技能検定取得促進	派遣中・待機中・入社4年以上	OFF-JT	無償	有償

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 取締役兼派遣元責任者 三好和子 (0877-45-4833)

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

食堂・休憩室・更衣室利用あり・派遣先研修参加

事業所名 有限会社さぬきうどん讃州めん坊
許可番号 派37-300061 【平成19年10月1日】